

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第66号 概要

|           |   |
|-----------|---|
| ①件名       | 「自主退学強要及びマラソン強要について適法である旨を示す法令等」の開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求  |
| ②開示請求年月日  | 平成30年4月18日（受理：平成30年4月20日）   |
| ③実施機関     | 沖縄県教育委員会（県立学校教育課）   |
| ④決定年月日    | 平成30年5月7日（教県第325号）  |
| ⑤決定内容     | 保有個人情報部分開示決定  |
| ⑥決定理由     | 条例第15条第2号に該当<br>（開示請求者以外の第三者に関する個人情報が記載されているため）   |
| ⑦審査請求年月日  | 平成30年5月17日（受理：平成30年5月21日）   |
| ⑧審査請求の趣旨  | 請求した資料が届いていない。  |
| ⑨審査請求理由要旨 | (1) 自主退学勧告が適法と判断した「内規等」の情報公開を求める。<br>(2) 多くの生徒の目が怖く、1周しかできなかったため、外を走らされた。結局補講を受けることが出来ず単位保留となった。このような対応は体罰ではないかと考えているが、適法である旨の資料等の開示を求める。   |
| ⑩諮問年月日    | 平成30年6月26日（沖縄県教育委員会教育長諮問第2号）  |
| ⑪答申年月日    | 平成31年2月14日  |
| ⑫答申内容     | <p>○審査会の結論<br/>沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、平成30年5月7日付け教県第325号の保有個人情報部分開示決定については、開示請求当時存在した「適法である旨の資料等」に類する資料についても開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について<br/>本件公文書における黒塗り部分については争いがないことから、審査会において判断は行わない。</p> <p>(2) 諮問後の追加提出資料について<br/>実施機関からの諮問を受け、審査会において審議していく中で、実施機関から平成30年度版の以下の資料が提出され、審査請求人にも送付を行った。<br/>ア 生徒の懲戒に関する規程<br/>イ 心因的な理由等により別室登校する生徒の取り扱いに関する規定<br/>ウ 体育科確認事項<br/>エ 単位認定、進級及び卒業認定に関する規程<br/>オ 単位未修得者の教科別指導経過記録簿<br/>上記のうちア～エについては、審査請求人が求める「適法である旨の資料等」に類する資料であると認められるものであり、請求当時の平成28年度版について、本件公文書と併せて開示すべき資料であったと判断する。<br/>もともと、オについては、実施機関によると、対象生徒が在籍していた平成28年度に作成すべきであった資料であるが、未作成となっていたため諮問後に作成したとの説明があったことから、当該資料は請求当時には存在しておらず、開示対象とはならないものである。</p> <p>(3) 審査会に対する意見書について<br/>審査請求人が審査会へ提出した意見書は、実施機関が審査会に提出した資料に対する確認や運動可否の判断、体罰可否の説明を求める内容となっているが、審査会は、条例に基づき実施機関が行った保有個人情報の開示等決定の妥当性を審議するものであることから、これらは、審議対象とはならないものである。</p> <p>(4) 審査会の意見<br/>今回の審議過程では、本来作成されて保有しているべき資料について、開示請求時点において未作成であったことが判明し、諮問後に作成し審査会に提出する等不適切な対応があり、実施機関は条例の趣旨を理解した上で適切に対応すべきであった。</p> |